

業 務 契 約 書 (案)

- 1 業 務 名 衛生センター包括的業務委託
- 2 業 務 場 所 栃木市衛生センター（栃木市城内町2丁目61番5号）
- 3 契 約 期 間 契約締結の日から令和13年3月31日まで
準備期間：事業契約締結の日から令和8年3月31日まで
履行期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 4 契 約 金 額 *****(円（内訳は別表のとおり）
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 *****(円)
- 5 契約保証金 *****(円

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	栃木県栃木市万町9番25号
	氏 名	栃木市
		市長 大 川 秀 子

受注者	住 所
	氏 名

別 表

内 訳

単位：円

区 分	固定費 A	固定費 B	固定費 C	固定費	変動費	予定額 合計
令和 8 年度	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
令和 9 年度	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
令和 1 0 年度	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
令和 1 1 年度	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
令和 1 2 年度	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
合 計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

※変動費単価 1 k L あたり〇〇円（消費税は含まない。）

(用語の定義)

第1条 この契約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「入札説明書」とは、発注者が衛生センター包括的業務委託に関し、令和7年9月8日に公表した「衛生センター包括的業務委託入札説明書」をいう。
- (2) 「要求水準書」とは、発注者が衛生センター包括的業務委託に関し、令和7年9月8日に公表した「衛生センター包括的業務委託要求水準書」をいう。
- (3) 「質疑応答書」とは、入札説明書、要求水準書及び業務契約書（案）の公表後に受け付けられた質問並びにこれに対する発注者の回答を記載した書面を総称していう。
- (4) 「契約図書等」とは、入札説明書、要求水準書及び質疑応答書を総称していう。
- (5) 「本業務」とは、要求水準書に定める運転管理業務、維持管理業務、物品調達業務及びその他業務を総称していう。
- (6) 「委託料」とは、この契約に基づく受注者の債務履行に対し、発注者が支払う対価をいう。
- (7) 「本施設」とは、「栃木市衛生センター」をいう。
- (8) 「不可抗力」とは、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地震、騒乱、暴動、火災その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- (9) 「契約保証金額」とは、契約金額の10分の1以上の金額としてこの契約書の鑑に記載したものをいう。
- (10) 「マニュアル」とは、受注者が要求水準書に従い作成する運転管理マニュアル、維持管理マニュアル、緊急対応マニュアル及び事故対応マニュアルをいう。
- (11) 「運転・維持管理計画書」とは、受注者が要求水準書に従い作成する運転管理計画書及び維持管理計画書をいう。

(総則)

第2条 発注者及び受注者は、この契約書及び契約図書等に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

- 2 受注者は、この契約書及び契約図書等に特別の定めがある場合を除き、本業務を実施するために必要な一切の手段をその責任において定めることができる。
- 3 受注者は、本業務を実施する上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる計量単位は、契約図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。
- 5 この契約書及び契約図書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

(指示等及び協議の書面主義)

第3条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、承諾及び解除（以下「指示等」という）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、発注者及び受注者は、前項

に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に送付する。

- 3 発注者及び受注者は、この契約書に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物（この契約の履行に関し受注者が発注者に提出した全ての図書、映像、模型その他のものをいい、未完成の成果物及び本業務を実施する上で得られた記録等を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和27年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下、「保証の額」という。）は、契約保証金額以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号の掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 契約金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の契約保証金額に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

- 5 受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金は、第40条第2項の規定により契約が解除されたときは、発注者に帰属する。

- 6 契約保証金は、受注者が契約に定める義務を履行したときは返還する。この場合において、利息は付けないものとする。

(著作権の譲渡等)

第6条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項に規定する著作物（以下本条において「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時

に発注者に無償で譲渡する。

- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、発注者が承諾した場合は、当該成果物を使用又は複製し、また、第2条第3項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

第7条 受注者は、本業務の全部又は一部を、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が本業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせたい旨を、当該委託又は請負に係る契約締結の30日前までに発注者に通知しその承諾を得た場合で、かつ、当該委託又は請負が法令に違反しないときは、この限りでない。

- 2 発注者は、受注者並びに受注者からの受注者及び請負者から、本業務の実施に係る体制について、随時報告を求めることができる。
- 3 受注者は、第1項の規定により委託し又は請け負わせた者の使用を全て自己の責任において行い、その者の責めに帰すべき事由を、全て自己の責めに帰すべき事由とする。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、本業務に当たり特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施工方法等を指定した場合において、契約図書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同じとする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行に関する受注者又は受注者の総括管理責任者との協議
 - (2) 本業務に関する計画書等の承諾又は協議
 - (3) 本業務実施状況の検査及び監督
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第1項の規定により、発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める指示等は、監督員を経由して行うこと。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(総括管理責任者)

- 第10条 受注者は、本業務の総括管理責任者をこの契約の締結後、遅滞なく選任し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 総括管理責任者は、現場の最高責任者として、本業務の管理及び統括を行うほか、契約金額の変更、委託料の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括管理責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務従事者)

- 第11条 受注者は、本業務を円滑に実施するため、発注者の認める必要な人員を配置し、本業務に従事する業務従事者の名簿を発注者に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により提出した名簿に記載された業務従事者を変更する場合は、あらかじめその旨を発注者に通知し変更者の名簿を提出しなければならない。

(総括管理責任者等に対する措置請求)

- 第12条 発注者は、総括管理責任者若しくは業務従事者若しくは第7条第1項ただし書の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から7日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から7日以内に受注者に通知しなければならない。

(関係法令の遵守)

第13条 受注者は、本業務実施上の適用法令及び監督官庁の指示命令等を遵守し、万一これに違反した場合は、一切の責任を負わなければならない。

(業務管理)

第14条 受注者は、善良なる管理者の注意をもって、常に安全に業務を行う責を負う。

2 受注者は、本施設の構造、性能、系統及び周辺の状態を熟知し、本施設の運転に精通するとともに、本業務の実施に当たっては、常に問題意識を持ち、創意工夫し、設備の予防保全に努めなければならない。

3 受注者は、本施設が最適に運転・維持管理されるために必要な改善提案や省資源化、効率化等が想定される技術、装置を発注者の承諾をもって投入できる。ただし、これによって生じた事象は、全て受注者の責任において対応すること。

(特定部品の供給等)

第15条 発注者は、受注者が本業務を滞りなく実施していくために必要な本施設の施工企業からの情報の取得及び別紙1の特定部品の調達に当たり、協力すること。

(経費の負担)

第16条 受注者の本業務の実施に関する一切の費用は、この契約書又は契約図書等において特段の規定がある場合を除き全て受注者が負担すること。

2 受注者は、発注者が負担する経費についても、節減の意識をもち、効率的な運用に努めなければならない。

(運転・維持管理計画書)

第17条 受注者は、運転・維持管理計画書を作成し、業務開始日の10日前までに発注者に提出し、承認を得なければならない。運転・維持管理計画書には、要求水準書第2章及び次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 業務概要に関する事項

本施設の重要性を鑑み、その目的を達成するための本業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、本業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。

(2) 現場組織に関する事項

本業務を実施する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の実施に要する組織・体制をその目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。

(3) 業務実施計画に関する事項

安全で安定的に搬入し尿等を処理するための運転計画や設備点検等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。

(4) 業務方法に関する事項

本施設を安定的に維持運営していくための運転指標や各設備の運転方法及び要点、分析の内容・頻度、設備機器等の点検内容・点検頻度・点検要領、物品管理の方法・要領等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。

(5) 安全衛生管理に関する事項

事故、災害等を未然に防止し、安全に本業務を実施するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

(6) 各種報告書様式

契約書、要求水準書で報告義務を課せられている報告書及び発注者が要求する報告書等のほか、業務上必要と思われるものについて様式を作成すること。

(7) その他必要事項

2 受注者は、運転・維持管理計画書に基づき本業務を実施するものとする。発注者が、運転・維持管理計画書に基づき業務が行われていないおそれがあると判断した場合は、発注者は受注者に説明を求めるものとする。その結果、発注者が、運転・維持管理計画書に基づき業務が実施されていないと認めた場合は、発注者は受注者に是正（運転・維持管理計画書の変更を含む。）を求めることができる。

3 受注者が運転・維持管理計画書の変更を希望する場合は、受注者は、変更の10日前までに変更理由及び変更内容を発注者に提出すること。

（月間業務実施計画書の提出）

第18条 受注者は、月間の業務実施計画書として、次に掲げる実施計画（以下「月間業務実施計画書」という。）を、原則として前月の末日までに発注者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、月間業務実施計画書に添付して提出し、月間業務実施計画書を変更する必要が生じた場合は、その都度発注者と協議しなければならない。

(1) 運転業務実施計画

(2) 保守点検業務実施計画

(3) 電力、用水、修繕、薬剤管理業務実施計画

(4) その他実施を予定する業務に関する計画

（前月に係る月間業務完了報告書の提出）

第19条 受注者は、前条の当該月の月間業務実施計画書に基づき業務を完了したときは、月間業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、月間業務完了報告書に添付して提出しなければならない。

2 受注者は、前月に係る月間業務完了報告書として、次に掲げる報告書等を、原則として翌月の10日までに提出しなければならない。月間業務完了報告書は、月間業務実施計画書で計画した諸事項に対して、その実績が明らかになるよう記載すること。

(1) 月間業務実施計画の実績に関する報告書

(2) 運転管理月報

(3) 設備補修業務・保全管理業務報告書

3 前項の月間業務完了報告書の提出があった場合は、発注者は、速やかに確認を行い、確認結果を受注者に通知する。

(日報の提出)

第20条 受注者は、次の書類を毎日作成し、月間業務完了報告書に添付し提出しなければならない。ただし、発注者が必要とする場合は、その都度提出すること。

- (1) 業者別、種類別搬入量
- (2) 運転管理日報

(年間施設管理状況報告書の提出)

第21条 受注者は、一年度の本業務を完了したときは、年間施設管理状況報告書を当該年度末日から14日以内に発注者へ提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、年間施設管理状況報告書に添付し提出しなければならない。

2 年間施設管理状況報告書は、運転・維持管理計画書で計画した事項に対してその実績が明らかになるよう作成するものとし、記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 運転・維持管理計画書で記載した事項のほか、月毎に計画した事項と実績及び内容
- (2) その他必要な事項

3 年間施設管理状況報告書には、次に掲げる報告書を添付すること。

- (1) 業務確認願書
- (2) 施設管理状況説明（考察・所見等）
- (3) 運転管理年報報告書
- (4) 物品管理調達報告書
- (5) 緊急等対応・措置報告書
- (6) 修繕実績報告書

(業務記録等の整備)

第22条 受注者は、業務記録等、本業務の実施又は確認に必要な書類を整備し、発注者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(計画修繕)

第23条 受注者は、定期修繕計画に基づき計画的に修繕を行うこと。また、修繕を実施する場合は、施工時期を発注者と協議し実施しなければならない。修繕を施工する際、施工工程の監理を行うとともに、修繕状況写真を撮影し修繕報告書を作成の上、発注者に報告すること。

2 機器の状態によっては、受注者は、発注者と協議の上、計画修繕の一部又は全部の修繕内容を変更することができる。

(計画外修繕)

第24条 受注者は、機器の運転管理に対し、予見しない事態等が発生し、緊急に修繕対応することが必要となった場合は、発注者と協議の上、前条2項に基づき定期修繕計画の一部又は全部の修繕内容を変更することができる。この場合において、受注者の責めに帰すべき事由に基づくものではない場合であっても、当初の定期修繕計画からの大幅な変動がない限り、原則として契約金額の変更は行わないものとする。

(契約満了時における機能確認)

第25条 受注者は、契約満了時に、本施設の機能が確保されていることを確認し、発注者に報告すること。なお、確認方法は、必要な技術力等を有する第三者機関の精密機能検査による。

2 精密機能検査の結果、受注者の責に帰すべき事由による著しい機能低下が認められた場合は、受注者は、自らの負担により機能回復に必要な措置を講じなければならない。

(緊急時等の措置)

第26条 受注者は、自然及び人為的な災害等に対する対応又は防止等のため必要があると認めたときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項において、受注者は、その措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。また、受注者は、事後の報告として、故障等緊急対応・措置報告書をその都度提出すること。

3 発注者は、災害等に対する対応又は防止等その他本業務を実施する上で、特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により、臨機の措置をとった場合において、受注者が当該措置に要した費用を負担すること。ただし、当該措置が不可抗力の事由による場合は第45条第3項の規定により発注者及び受注者が、発注者の責めに帰すべき事由による場合は発注者が費用を負担するものとする。

(近隣等対応)

第27条 受注者は、本業務の実施に当たっては、自己の責任及び費用において、騒音、粉じん、排ガス、汚水発生、受注者の業務に係る交通障害その他近隣等の生活環境に与える影響を勘案し、必要な措置を講じること。

2 発注者は、近隣等住民からの苦情等についての対応窓口を設け、当該対応窓口で苦情等が寄せられた場合は、速やかにその内容を受注者に通知するとともに、必要に応じ対応を指示する。近隣等住民からの苦情等が受注者の責に帰すべき事由による場合は、受注者は、発注者の指示に従って、自らの費用と負担で適切に対応すること。

(業務実施期間中の調査等)

第28条 発注者は、必要があると認めたときは、受注者に本業務に関する資料又は報告書の提出を求め、本業務の実施状況を調査することができる。また、発注者は、本施設の機能について現地確認により検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の調査等を第三者機関に行わせることができる。

(業務の不適合の場合の措置)

第29条 発注者が、前条の調査等により、本施設が適切に維持されていないと認めた場合、又は要求水準書に定める施設の性能が達成されていない（以下「性能未達」という。）と認めた場合は、受注者は、性能未達の原因を究明し、改善計画書を提出した上で、必要な措置を講じなければならない。この場合の費用は、受注者が負担すること。ただし、性能未達の原因が不可抗力の事由による場合は第45条第3項の規定により発注者及び受注者が、発注者の責めに

帰すべき事由による場合は発注者が負担する。

- 2 受注者は、各種計画書及びマニュアルに従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

(報告義務)

第30条 受注者は、本業務を実施する場合は、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

- (1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合
- (2) その他本業務の実施に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

(安全管理)

第31条 受注者は、本業務の実施に当たり、守らなければならない安全に関する事項を定めなければならない。

(安全教育及び訓練)

第32条 受注者は、本業務に従事する者に対して、本施設の安全に関し、必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

- 2 受注者は、本業務に従事する者に対して、事故その他災害が発生したときの処置について、実地指導及び訓練を行わなければならない。

(完成図書、器具等の貸与)

第33条 発注者は、受注者が本業務の実施上必要とするもののうち、発注者が所有する備品等、設計書、図面等を貸与する。

- 2 受注者は、貸与品について管理台帳等を作成し、次に掲げる事項を記載することとし、その使用状況を明らかにすること。なお、き損、盗難及び紛失等があった場合は、弁償しなければならない。

- (1) 整理番号、貸与月日、返却日
- (2) 貸与品目、数量
- (3) 借用者名、期間、借用者印

(諸室等の自主管理)

第34条 受注者は、本施設の全ての諸室等の維持管理を含めた管理責任を負うものとする。

- 2 受注者は、契約期間満了時には、契約前の状態に復旧して、発注者に本施設を明け渡さなければならない。ただし、発注者が認めた場合は、この限りでない。

(整理整頓等)

第35条 受注者は、本施設及びその周辺を常に清潔に保ち、本業務に不必要な物品等を放置してはならない。

(委託料の支払)

第36条 受注者は、第19条に規定する当該月の月間業務完了報告書を提出し、発注者の確認を得た場合は、確認を得た日から10日以内に関係書類を添付して、委託料の支払いを請求することができる。なお、委託料の算出方法は、別紙2による。

- 2 発注者は、前項の請求が適当と認めたときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により性能未達の事態が生じた場合は、性能未達の日数に相当する委託料を減額できる。

(業務内容の変更)

第37条 発注者は、本業務内容の一部を変更しようとするときは、その内容を受注者に通知する。

- 2 前項の規定により、本業務内容の一部変更したことで、委託料を変更する必要があるときは、発注者及び受注者で協議して決定する。

(物価変動並びに搬入し尿等の量及び性状の変動に基づく委託料の見直し)

第38条 発注者及び受注者は、物価変動に応じて委託料の見直しを実施できるものとし、その詳細については別紙3に定めるとおりとする。

- 2 本施設に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の量又は性状が要求水準書に定める計画処理量又は性状から大幅に乖離し、将来もこの傾向が続くと見込まれる場合は、発注者及び受注者で協議を行う。
- 3 受注者は、前項に規定する場合を除き、し尿及び浄化槽汚泥の量又は性状の変動を原因とする業務委託料の見直しその他費用の負担を発注者に請求することはできない。

(発注者の解除権)

第39条 発注者は、必要と認めたときは、180日前に受注者に通知することにより、この契約を解除することができる。この場合において、発注者は、解除により生じた受注者の損害を補償する。

- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - (2) 受注者の責めに帰すべき理由により事業期間内に本業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - (3) 総括管理責任者を配置しなかったとき。
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又はその他法的倒産手続の開始の申立てがなされたとき。
 - (5) 本業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
 - (6) 受注者又は総括管理責任者が発注者の指示監督に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
 - (7) 受注者が衛生センター包括的業務委託を放棄したと認められるとき。
 - (8) 前7号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (9) 第40条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（供給者が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、供給者がこれに従わなかったとき。

3 前項各号の事由の発生により、発注者がこの契約を解除した場合は、受注者は発注者に対し、違約金を支払う。違約金の額は、契約保証金額に相当する額とし、違約金は、契約保証金から優先的に充当する。

（受注者の解除権）

第40条 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により契約を履行することが不可能と認められるとき、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の場合において損害を生じたときは、発注者に対してその賠償を求めることができる。

（解除による物件の引取）

第41条 契約を解除した場合において、受注者は、貸与品、その他発注者の所有に属する物件があるときは、これを発注者に返還し、又は原状に復するとともに、受注者の所有又は管理に係る物件は、発注者の定めた期間までに引き取らなければならない。

2 前項の場合において、受注者が正当と認められる理由なしに前項の期間までに受注者の所有物件を引き取らず、又は原状に復さないときは、発注者が受注者に代わってその物件を処分し、又は原状に復することができる。この場合において、受注者は、発注者がとった措置について異議の申立をすることができないとともに、これに要した費用を負担しなければならない。

(契約解除時の引継ぎ)

第42条 第39条及び第40条の規定によりこの契約が解除されたときには、受注者は、発注者の要求があり次第、発注者の指定する後継の事業者に対し、本施設の運営・維持管理に必要な申し送り事項の説明、業務実施計画書・維持管理データ等の情報の提供、本業務に関連して受注者が作成した本施設の運営に必要な成果物の引渡し等の必要な引継業務を実施する。

2 受注者は、第1項に規定する引継ぎ業務を怠った場合は、それにより生じた発注者及び後継事業者の損害につき、その賠償の責を負うものとする。

(損害賠償)

第43条 受注者は、受注者のこの契約の規定への違反、その他受注者の責に帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合は、発注者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

2 発注者は、発注者のこの契約の規定への違反、その他発注者の責に帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合は、受注者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

3 受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、受注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負うものとする。受注者の責に帰すべき事由により発注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合は、発注者は受注者に対して、求償権を行使することができる。

4 発注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、発注者は、当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。発注者の責に帰すべき事由により受注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合は、受注者は、発注者に対して求償権を行使することができる。

5 受注者は、事業期間中、本業務に関連して発生することがある損失や損害に備えて、自己の責任及び費用において、労働者災害補償保険、損害賠償責任保険等に参加しなければならない。また、加入した保険等の証明書又は証書の写し等を速やかに発注者へ提出すること。

(賠償金等の徴収)

第44条 受注者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、発注者の指定する期間を超過した日から支払いの日まで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）で計算した遅延利息を付した額を支払わなければならない。

2 発注者は、発注者の支払うべき委託料の支払いの日まで、受注者が発注者に支払わなければならない額が支払われていない場合は、委託料と受注者の支払うべき額とを相殺することができる。なお、不足があるときは追徴するものとする。

3 前項の追徴をする場合は、発注者は、委託料と受注者の支払うべき金額とを相殺した日から、受注者が支払うべき追徴金に対して、受注者の支払いの日まで、財務大臣が決定する率で計算した額の延滞金を徴収する。

(不可抗力)

第45条 発注者及び受注者は、不可抗力によりこの契約の履行ができなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。

2 当該通知を行った当事者は、通知日以降にかかる不可抗力の事由が止み、この契約の履行の続行が可能となるときまで、この契約上の履行期日における履行義務を免れるものとし、相手方当事者についても同様とする。

3 不可抗力により、本業務について損害及び増加費用が生じた場合は、損害額と増加費用額の合計額が、1年度につき、契約金額を5で除した額の100分の1に至るまでは、受注者が当該損害額及び増加費用額を負担するものとし、これを超える額については、発注者が負担するものとする。

4 発注者及び受注者は、当該不可抗力により相手方に発生する損害及び自己の増加費用額を最小限にするよう努力しなければならない。

5 不可抗力による本施設等の損傷により本業務内容を変更する必要がある場合は、発注者は、必要な範囲内において、委託内容を変更することができる。また、本施設等の損傷によりこの契約の継続が著しく困難である場合は、発注者は、この契約を解除することができる。

6 前項で発注者がこの契約を解除した場合は、発注者は、受注者の行った本業務のうち、対応する委託料が支払われていない業務に係る委託料を、受注者の請求に基づき速やかに受注者に支払うものとする。

(紛争の解決)

第46条 この契約書の各条項において発注者及び受注者で協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者及び受注者間に紛争を生じた場合は、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者及び受注者で協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは折半し、その他のものは発注者及び受注者がそれぞれ負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総括管理責任者又は業務従事者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 発注者及び受注者は、第1項に規定する紛争解決の手続きを経た後でなければ、同項の発注者及び受注者間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができない。

(管轄裁判所)

第47条 この契約に関する紛争については、発注者の所在地を管轄区域とする地方裁判所を第

一審の専属管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第48条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者で協議して定める。

別紙 1（第 15 条関係）

特定部品

設備名	特定部品の名称	特定部品の区分
受入・貯留設備	脱水し渣コンベヤ(スクリュー)	△
	し渣ホッパ切出コンベヤ（スクリュー）	△
高負荷脱窒素処理設備	加圧曝気槽	△
	加圧曝気槽軸流ポンプ	△
	加圧浮上用空気溶解機	△
電気計装設備	シーケンサ（ソフト）	●
	データロガ（ソフト）	●

注）特定部品の区分：●特許等により設計施工メーカーへの発注が不可欠なもの。

△施工企業等において製作図を保有しており、施工企業等以外では性能・機能を満足する製品を製作できないおそれがあるもの。

別紙 2（第 3 6 条第 1 項関係）

委託料の算出方法

委託料は月払いとし、各月の委託料は、各月の固定費及び変動費の合計に消費税及び地方消費税に相当する額を加算したものとする。なお、この委託料に円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

1 各月の固定費

各月の固定費は、受注者が積算した運営期間中における各年度の固定費を 12 で除した金額とする。なお、1,000 円未満の端数については、年度の最終月分で調整する。

2 各月の変動費

各月の変動費は、当該月において本施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の実搬入量に、変動費単価を乗じた金額とする。なお、実搬入量は、本施設のトラックスケールによる重量の計量値とし、この場合における容量（リットル）と重量（キログラム）の換算係数は、1 とする。

別紙 3（第 3 8 条関係）

物価変動に基づく委託料の見直し

1 物価変動等の指標

業務委託料のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案する指標について合理性及び妥当性があると発注者が認める場合、発注者及び受注者は、協議を行い落札者の提案する指標により特定事業契約を締結することができる。

区 分		改定の対象となる費用	指 標
固定費	固定費A	・ 人件費	「毎月 勤労統計調査（全国調査）／現金給与総額指数／就業形態計／事業所規模 3 0 人以上」
		・ 水道基本料金	供給事業者等との需給契約が変更等された場合、発注者と受注者が変更内容をもとに協議し、発注者が変更等を決定する。
		・ 水道使用量	供給事業者等との需給契約が変更等された場合、発注者と受注者が変更内容をもとに協議し、発注者が変更等を決定する。
		・ その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	固定費B	・ 機器修繕費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／自動車整備・機械修理／機械修理」（日本銀行調査統計局）
		・ その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	固定費C	・ 補修費等	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／自動車整備・機械修理／機械修理」（日本銀行調査統計局）
変動費 単価		・ 薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品／無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
		・ 水道料金（固定費に含まれている基本料金等を除く）	供給事業者等との需給契約が変更等された場合、発注者と受注者が変更内容をもとに協議し、発注者が変更等を決定する。
		・ その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）

2 改定の条件

業務委託料の支払額については、改定のための確認を年 1 回行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、± 3. 0 %（下記 3（1）に示す改定割合に±

0.0301以上の増減があった場合であり、小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする)を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、受注者は変動の有無にかかわらず、発注者へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年10月1日時点で公表されている最新の指標(直近12か月の平均値)に基づき、10月末までに見直しを行い、翌年度の業務委託料を確定する。改定された業務委託料は、改定年度の翌年の第1支払期の支払から反映させる。

3 改定の計算方法

(1) 算定式

業務委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y : 改定後の当該費用(税抜)

X : 前回改定後の当該費用

(税抜、第1回目の改定が行われるまでは特定事業契約に示された当該費用)

$$\alpha : \text{改定割合} \quad \left(\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1) 当該指数については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

(2) 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営・維持管理期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、発注者の受注者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、発注者が改定内容にあわせて負担する。

4 その他例外的な改定について

固定費、変動費を構成する費目のうち、第1項から第3項による改定方法が適当でないと発注者が認めた費目については、発注者と受注者が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。